

# Weekly Report

第509日号  
令和元年6月17日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 今年10月から変わる自動車の税金

自動車に関する主な税金には現行、自動車の取得時に取得価額に対して課税する「自動車取得税」、新規登録及び車検時に車両重量に応じて課税する「自動車重量税」、排気量に応じて毎年課税する「自動車税・軽自動車税」があります。

今年度税制改正により、今年10月の消費税率引上げ時から「自動車取得税」や「自動車税」が大きく変わります。

### ◆10月以降の「自動車取得税」と「自動車税」

◎「自動車取得税」は廃止となり「環境性能割」を導入……消費税率引上げ時に「自動車取得税」が廃止され、代わりに燃費性能に応じて0～3%（軽自動車は0～2%）を課税する「環境性能割」が新たに導入されます。

また、導入後1年間（来年9月まで）は、自家用乗用車（新車と中古車ともに対象）に限り、税率から1%分が軽減されます。

例えば、2020年度燃費基準+10%を達成した登録車を購入する場合、現行の「自動車取得税（エコカー減税適用後）」は2.25%ですが、「環境性能割」では1%となります（来年

9月までは1%軽減措置により非課税）。

◎「自動車税」の恒久減税……10月以降に新車新規登録を受けた登録車を対象に、全排気量で「自動車税」が引下げられます。減税額は排気量によって異なり、1000cc以下は年間4500円、1500cc超2000cc以下は年間3500円、2500cc超は年間1000円の引下げで、排気量が小さいほど減税額が大きくなります。

なお、軽自動車税は引下げられません。

## 平成30年度における査察（マルサ）

査察は、一般の税務調査と異なり、国税査察官（いわゆるマルサ）が大口・悪質な脱税者に対して、刑事責任を追及する特別な調査です。

国税庁によると、平成30年度中に処理した査察事案は182件、脱税額は総額140億円（1件当たり7700万円）で、そのうち検察庁に告発した件数は121件（告発率66.5%）でした。

重点事案（消費税受還付事案や無申告ほ脱事案など）の事例では、免税店制度を悪用し、架空の仕入れ（課税取引）と売上（免税取引）を計上する方法で不正に消費税の還付を受けようとした事案や、FX取引を多数の他人名義で行うことで所得を隠し、無申告であった事案などがありました。

## キャッシュレス・消費者還元事業の登録は

消費税率引上げ後9ヵ月間実施される「キャッシュレス・消費者還元事業」に加盟店登録した中小・小規模事業者は、①キャッシュレス決済端末等を自己負担なしで導入可能、②期間中の決済手数料の1/3を補助、③加盟店でキャッシュレス決済をした消費者に5%を還元します。

加盟店登録は原則、決済事業者を通じて行いますので、本事業にHPから契約する決済事業者を選択し、申し込みます。なお、既にキャッシュレス決済を導入している場合も登録対象です。